

国民が安心して暮らせるデジタル社会の  
推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣 あ て  
行 政 改 革 担 当 大 臣  
デ ジ タ ル 改 革 担 当 大 臣  
情 報 通 信 技 術 ( I T ) 政 策 担 当 大 臣  
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 ( マ イ ナ ン バ ー 制 度 )

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

新型コロナウイルス感染症への対応において、デジタル化の遅れが顕在化したことに伴い、社会のデジタル化の課題について根本的な解決が求められたことから、政府は、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するデジタル庁を本年9月に創設することとした。

デジタル庁は、デジタル社会の形成に関して総合調整機能を有し、国の情報システムの基本的な方針の策定、地方共通のデジタル基盤の企画・総合調整、マイナンバーカード制度全般の企画立案やデータ利活用に関する業務を行うなど、国全体のデジタル化を推進することとされている。

デジタル社会の形成に関して、マイナンバーの情報連携促進、官民・地域の枠を超えたデータの利活用の推進等によって、国民生活の利便性の向上や社会経済が発展することが期待されるが、個人情報の漏えいや不正利用を防止する観点から、デジタル化の推進に対応した個人情報の保護の強化が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、デジタル化の推進に当たり、セキュリティ対策等の個人情報保護に万全を期すなど、デジタル庁を慎重に運営することによって、国民が安心して暮らせるデジタル社会の推進を図るよう強く要請する。